

令和4年6月30日

株主及び新株予約権者 各位

東京都豊島区東池袋一丁目25番8号  
INEST 株式会社  
代表取締役 執行 健太郎

### 株式移転公告

当社は、令和4年6月29日開催の第26回定時株主総会において、令和4年10月3日を株式移転設立完全親会社の成立の日として、当社単独にて株式移転設立完全親会社である INEST 株式会社（本店所在地 東京都豊島区東池袋一丁目25番9号）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行うことを決議いたしましたので公告いたします。

1. 本株式移転に伴い、会社法第806条第1項の規定に基づき、本株式移転に反対され、かつ、当社株式の買取りを請求される株主様は、本公告の日から20日以内に、当社に対して、書面によりその旨、買取請求者（株主様）の氏名又は名称、住所、ご連絡先の電話番号、株式買取請求に係る株式の種類及び数、株主様の振替口座を開設している口座管理機関（お取引の証券会社等）の名称及び加入者コードをご通知ください。

さらに、上記ご通知にあたっては、株主様が振替口座を開設している口座管理機関（証券会社等）に対して、個別株主通知の申し出の取次ぎの請求及び株式買取請求に係る株式の下記当社指定口座への振替申請をあわせて行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、期日までに下記の当社指定口座へ振替申請がなされていない場合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。

#### 記

振替先（買取口座）管理機関 : 三井住友信託銀行株式会社  
口座名義人 : INEST 株式会社  
当社の加入者コード : 0029473-03285969000030

以上

2. 本株式移転に伴い、会社法第808条第1項の規定に基づき、新株予約権買取請求権を行使される新株予約権者様は、本公告の日から20日以内に、当社に対して、書面によりその旨、買取請求者（新株予約権者様）の氏名又は名称、住所、ご連絡先の電話番号、新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数をご通知ください。

以上